

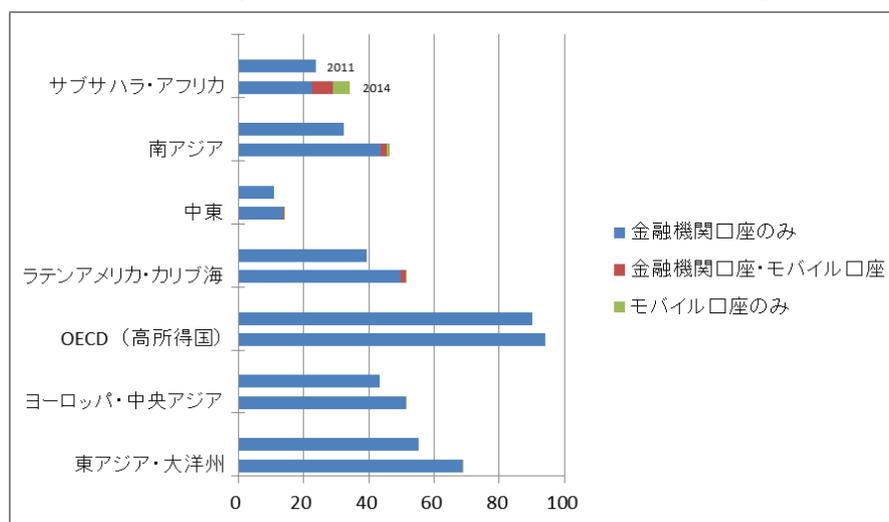
金融包摂とモバイルマネーサービスを考える

開発経済調査部 研究員 五味 佑子
yuko_gomi@iima.or.jp

1. サブサハラ・アフリカ地域の金融包摂に貢献しているモバイルマネーサービス

2015年4月に発表された Global Findex のレポート（2014年版）によれば、2011年のデータとの比較で、全世界の途上国地域において、金融機関やモバイルなどの口座を持つ人々の割合が上昇した。2014年は、2011年の調査では対象となっていなかった、モバイル口座¹も含めた口座保有率の調査が行われたが、2011年と2014年のデータを比較すると、サブサハラ・アフリカ地域においては、モバイル口座の保有率上昇が口座保有率上昇に大きく寄与している（図表1）。

図表1: 地域毎の口座保有率（2011年と2014年の比較）

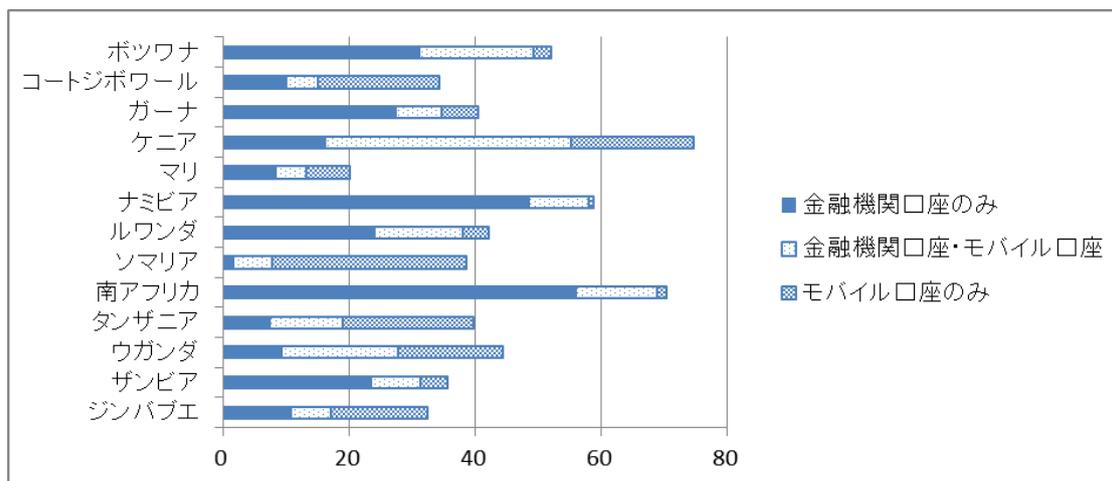


出所：Global Findex

サブサハラ・アフリカ地域の中で、最もモバイル口座が普及しているのはケニアであり、成人（15歳以上）の58%がモバイル口座を保有している。FinAccess National Survey2013によれば、モバイル口座を用いた金融サービスは、ケニアにおいて性別、都市部/郊外に関わらず、最も利用されている金融サービスとなっている。

¹ ここでは、モバイル口座（Mobile money account）とは、金融機関の口座を持たなくても利用できるサービスのことを指す。

図表 2: サブサハラ・アフリカの国における口座保有率
(モバイル口座が 10%以上普及している国々)



出所：Global Findex

図表 3: ケニアでの金融サービスの利用率 (性別・都市部/地方別、2013 年)

	銀行	貯蓄信用組合	マイクロファイナンス機関	携帯電話金融サービスプロバイダー	インフォーマルなグループ
男性	35.8	11.2	2.3	65.3	20.9
女性	22.9	7.1	4.6	58.0	34.1
地方	21.3	8.4	3.2	54.2	26.7
都市部	43.7	10.3	4.0	75.2	29.6

出所：FinAccess National Survey 2013 (2つ以上選択可能なため、合計は 100 にならない)

2. ケニアにおけるモバイル口座の普及：M-PESA の事例

ケニアでは、この 10 年間で携帯電話の普及が進み、FinAccess National Survey 2013 によれば、2013 年の都市部での携帯電話の保有率は約 84%、地方では約 62%となっている。

モバイル口座の普及に大きな役割を果たしたのは、2007 年にサファリコム社がケニアで初めて開始した M-PESA というモバイルマネーサービスである。同社はケニア政府系の携帯電話事業会社で、イギリスの大手携帯電話事業会社ボーダフォンが 40% 資本参加している。2015 年 3 月末現在、サファリコム社の携帯電話契約数は約 2,300 万とマーケットシェアは約 67%、30 日以内に利用実績のある M-PESA 利用者は約 1,400 万人であり、これは国民の約 3 分の 1 に相当する規模となっている。M-PESA の売上は、サファリコム社の全体売上の約 20% に上っている。

① これまで金融包摂が進んでいなかった顧客層を取り込み

M-PESA は、携帯電話の SMS (ショートメッセージサービス) を用いたモバイルマネーの送金サービスである。サービスを利用するためには、M-PESA 代理店で SIM (加入者認証モジュール) カード、身分証明書²を提示し、M-PESA の口座を開設する。モバイルマネーと現金の交換は M-PESA 代理店で可能であり、この代理店は全国に約 8

² 貧困層支援協議グループ (CGAP) のレポートによれば、ケニアの ID システムは人口の大多数をカバーしており、後述する M-Shwari の KYC に際しては、このシステムを通じて 96% の口座が承認されている。

万 6,000 ある (2015 年 3 月)³。モバイルマネーの現金化は銀行 ATM でも可能である。

FinAccess survey によれば、2006 年のケニアの銀行口座の保有率は約 19%にとどまっていた。このため、国内送金をする際は家族や友人を通じて行うか、交通機関を使って物理的に現金を届けるケースが多く、非効率的で盗難の恐れもあった。モバイルマネーの利用により、現金を持ち運ぶことなく、瞬時に送金を行うことが可能となった。また、費用面では、モバイル口座の口座開設費は無料で、口座の最低残高に関する要件はなく、送金は最低 10 シリング (約 12 円) から可能 (この場合の送金手数料は 1 シリング) で、低所得者層も利用可能な水準となっている。

図表 4: 国内送金に使用するチャネルの利用率 (2006 年・2009 年・2013 年の比較、%)

	2006	2009	2013
家族・友人	57.2	35.7	32.7
バス・マタウ(小型乗合バス)	26.7	4.0	5.4
送金サービス	5.3	0.4	1.9
小切手	3.8	1.2	1.3
銀行口座へ直接	9.6	3.2	4.3
郵便局	24.2	3.4	1.3
モバイルマネー	0.0	60.0	91.5

出所：FinAccess National Survey2013 (2つ以上選択可能なため、合計は 100 にならない)

②リスク管理

M-PESA のサービスを提供しているサファリコム社はいくまで携帯電話事業者であり、M-PESA サービスから得られる収益は、モバイルマネーの取引に関する手数料収入である。

あらかじめ送金サービスの原資をプールした上で送金を行うこととし、取引に関する信用リスクを回避する一方で、預け入れられた預金を基にした運用、貸出などの金融仲介業は行わない⁴。

M-PESA の導入にあたってはケニア中央銀行などの当局とサファリコム社との連携がとられてきた。ケニア中銀は、金融包摂の手段としてモバイルマネーサービスを重要視する一方、2014 年 8 月には、顧客確認 (KYC) やマネーロンダリング対策の 절차를強化し、サファリコム社のようなプロバイダーは、情報通信法上の許可に加え、ケニア中銀の監督も受けることとなった。これに基づき、M-PESA の 1 日や 1 回あたりの取引金額や預金金額の上限が規定されている。また、サファリコム社自身も、代理店への研修や取引のモニターなど自主的にリスク管理を行っている。

³ なお、銀行の支店数との比較では、Bank supervision report 2014 によれば、ケニア国内の銀行支店ネットワークは 1,443 あり、うちナイロビに 40%に相当する 570 が集中している。

⁴ Alliance for Financial Inclusion のレポートによれば、以下 3 つの理由で M-PESA は銀行ビジネスではないと判断されたと述べられている。①M-PESA のサービスを提供する代理店 (agent) は顧客の取引見合いの銀行預金をあらかじめ地場の商業銀行に預け入れをしておくこととなっており、サファリコム社にも顧客にも信用リスクが発生しない。②M-PESA の取引で発生する資金は、いくつかの信用力の高い商業銀行にプールされた資金を原資としており、かつサファリコム社はこれにアクセスできず、これを基に貸出などの金融仲介を行うことができない。③M-PESA のモバイルマネーは、利息が付かず、銀行預金と同様とはいえない。

③商業銀行との協働

M-PESA は商業銀行とも提携し、提携した銀行の ATM からの現金引出や、銀行のモバイルバンキングとの接続も行っている。また、M-PESA の利用者に対して M-PESA を通じたペーパーレスの銀行サービスを提供すべく、複数の大手商業銀行と協働している⁵。例えば、2012年11月に開始した M-Shwari は、大手商業銀行のアフリカ商業銀行 (CBA) が M-PESA の契約者向けにリリースした預金・貸出が可能な金融サービスである。M-Shwari 口座は CBA によって開設される銀行口座である⁶が、M-PESA のモバイル口座にリンクしていなければいけない商品で、M-Shwari への預金、引出は M-PESA を通じてのみ可能である。M-Shwari の預金機能の特徴としては、1 ケニアシリングから預金可能で、金額に応じて 2-5% の利息を受け取ることができる。一方、貸出機能については、預金金額や携帯電話、データサービスの利用状況により貸出可能額を計算するとしており、手数料は一律 7.5%、借入期間は 30 日以内となっている。2014 年 12 月末時点で、920 万の M-Shwari 口座が開設された。InterMedia のレポートによれば、M-Shwari は急な資金需要への対応手段として重宝されているようである。M-PESA は、モバイルマネーサービスを提供するだけでなく、銀行サービスへの接続という意味でも重要な役割を果たしている。

3. 終わりに

ケニアの M-PESA の事例では、モバイルマネーサービスは金融包摂のための新たなプラットフォームを提供しているだけでなく、近年では伝統的な銀行との協働を行っている。銀行にとっても、これまで取り込めていなかった顧客ベースの拡大をできるというメリットがあり、モバイル口座と連結するサービスの競争も起こっている。モバイルマネーサービスは、その利便性から利用者から数多くの支持を得た。今後も、金融サービス全体に少なからぬ影響を与えることになるだろう。

⁵ 2010年に Equity bank、2012年に Commercial bank of Africa と、2013年、2015年にケニア商業銀行 (KCB) と協働している。

⁶ M-PESA が保有する KYC データ (SIM カードや身分証明書の情報) や顧客の airtime (通話時間の料金)、M-PESA の取引履歴が CBA に送られ、口座開設の可否やクレジットスコアの計算などを行っている。

参考文献

- Alliance for Financial Inclusion “Case study – Enabling mobile money transfer The Central Bank of Kenya’s treatment of M-Pesa” Feb 2010
- Ignacio Mas and Dan Radcliffe, Bill&Melinda Gates Foundation ”Mobile Payments go Viral: M-PESA in Kenya”, March 2010
- FSD Kenya, Central bank of Kenya ”FinAccess National Survey 2013 , Profiling developments in financial access and usage in Kenya” Oct 2013
- InterMedia Financial Inclusion insights ”Digital Pathways to Financial Inclusion: Findings from the First FII Tracker Survey in Kenya”, July 2014
- InterMedia Financial Inclusion insights ”Value-added Financial Services in Kenya: M-Shwari Findings from the Nationally Representative FII Tracker Survey in Kenya (Wave1) and Follow-up Telephone Survey with M-Shwari Users, Final Report, January 2015
- ”How M-Shwari Works: The story so Far” Access to Finance Forum, Reports by CGAP and Its Partners, No.10, April 2015
- World bank, Global Findex report, April 2015
- World Economic Form ”The Future of Financial Services : How disruptive innovations are reshaping the way financial services are structured, provisioned and consumed” Final report, June 2015

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2015 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>